

令和5年第4回太地町議会定例会会議録

(第1日)

○開会期日 令和5年12月13日午前9時00分

○会議の場所 太地町議会議場

○当日の議員の出欠は次のとおり

出席議員（10名）

1番 漁野尚登君	2番 森岡茂夫君
3番 海野好詔君	5番 久原拓美君
6番 塩崎伸一君	7番 三原勝利君
8番 筋師光博君	9番 花村計君
10番 水谷育生君	11番 福田忠由君

欠席議員（0名）

なし

○出席した事務職員は次のとおり

事務局長 漁野チエミ君 書記 松本悟君

○地方自治法第121条による出席者は次のとおり

町長 三軒一高君	副町長 漁野洋伸君
会計管理者 執行貴弘君	総括課長 久保亨一君
総務課長 由谷陽久君	総務課副課長 森本直樹君
総務課主査 和田正希君	住民福祉課長 下津公広君
住民福祉課企画員 稲藪江美君	住民福祉課副課長 梶田将樹君
産業建設課長 山下真一君	産業建設課副課長 脊古景君
産業建設課副主幹 奥田耕司君	産業建設課主査 井上正哉君
くじらの博物館長 稲森大樹君	くじらの博物館副館長 中江環君
教育長 宇佐川彰男君	教育次長 漁野文俊君

○本日の会議に付した事件

日程第1 会期の決定

- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 町長の提案理由の説明
- 日程第 4 同意案第 9 号 太地町教育委員会委員の任命
- 日程第 5 発議第 2 号 太地町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定
- 日程第 6 議案第 40 号 国際鯨類施設の設置及び管理に関する条例の制定
- 日程第 7 議案第 41 号 太地町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定
- 日程第 8 議案第 42 号 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正
- 日程第 9 議案第 43 号 職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正
- 日程第 10 議案第 44 号 太地町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正
- 日程第 11 議案第 45 号 太地町使用料及び手数料徴収条例の一部改正
- 日程第 12 議案第 46 号 太地町国民健康保険条例の一部改正
- 日程第 13 議案第 47 号 鯨類追込網漁業を行う地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する条例の一部改正
- 日程第 14 議案第 48 号 和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同規約の変更
- 日程第 15 議案第 49 号 太地漁港向嶋船揚場改修工事請負契約の変更
- 日程第 16 議案第 50 号 令和 5 年度太地町一般会計補正予算（第 7 号）
- 日程第 17 議案第 51 号 令和 5 年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 18 議案第 52 号 令和 5 年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 53 号 令和 5 年度特別会計太地町都市計画公共下水道事業補正予算（第 3 号）
- 日程第 20 議案第 54 号 令和 5 年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第 2 号）
- 日程第 21 議案第 55 号 令和 5 年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第 3 号）

△開 会 午前9時00分

○議長（福田忠由君）

おはようございます。開会に先立ちまして、議会運営委員会委員長より、本会議の運営について報告いたします。筋師委員長。

○8番（筋師光博君）

報告いたします。去る12月11日、午後1時30分より議会運営委員会を開催し、令和5年第4回太地町議会定例会運営について審議いたしました。会期は、本日より12月18日までの6日間とし、12月16日、17日を休会といたします。日程につきましては、お手元に配付しているとおりです。なお、町長の提案理由の説明を受けた後、議案審議を行い、終了後、一般質問を行います。日程終了次第、閉会といたします。以上、報告を終わります。

○議長（福田忠由君）

議会運営委員会委員長の報告を終わります。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達していますので、令和5年第4回太地町議会定例会は成立いたしました。ただいまから、令和5年第4回太地町議会定例会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付しているとおりです。

△日程第1 会期の決定

○議長（福田忠由君）

日程第1 会期決定の件を議題にします。お諮りします。開会前、議会運営委員会委員長から報告ありましたとおり、本定例会の会期は、本日から12月18日までの6日間にしたしたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、会期は、本日から12月18日までの6日間に決定いたしました。

△日程第2 会議録署名議員の指名

○議長（福田忠由君）

日程第2 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、7番、三原勝利君、及び8番、筋師光博君を指名いたします。

△諸般の報告

○議長（福田忠由君）

諸般の報告をいたします。本定例会に説明員として出席要求を行い、出席通知のありました者の職氏名一覧表をお手元に配付しております。本定例会に付議されております議件は、太地町教育委員会委員の任命ほか17件です。次に、閉会中の議会関係の行事や会議等については、お手元に配付しているとおります。次に、各常任委員長より報告事項があれば、順次報告を願います。総務厚生常任委員会委員長、久原委員長。

○5番（久原拓美君）

本常任委員会では、11月9日、午後3時より行政視察について、その他について審議いただきました。その結果、令和5年11月20日から22日まで行政視察を行いました。視察場所は大阪府熊取町議会、石川県津幡町議会であります。調査内容については、ペーパーレス化について、タブレット端末の導入についてであります。以上、報告を終わります。

○議長（福田忠由君）

産業建設常任委員会委員長、塩崎委員長。

○6番（塩崎伸一君）

産業建設常任委員会は、11月9日、午後3時11分より産業建設常任委員会を開催いたしました。事件については、行政視察についてであります。来年度になりますけれども、1月17日より19日、九州のほうに行政視察に行きたいと思っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

議会運営委員会委員長、筋師委員長。

○8番（筋師光博君）

議会運営委員会では、令和5年9月29日、金曜日、午前8時30分から第4回臨時会運営について、その他について行っております。次に、令和5年10月23日、月曜日、午前8時30分から第5回臨時会運営について、その他について行っております。最後に、令和5年11月9日、木曜日、午後3時31分から行政視察について、その他の内容で開催しております。議会運営委員会行政視察では、令和5年11月20日、月曜日から22日、水曜日の3日間、視察場所として大阪府熊取町議会、石川県津幡町議会の2件を視察し、調査内容につきましては、ペーパーレス化について、そして、タブレット端末の導入についてを調査を行っております。以上のとおり報告いたします。

○議長（福田忠由君）

以上で、諸般の報告を終わります。

△日程第3 町長の提案理由の説明

○議長（福田忠由君）

日程第3 町長の提案理由の説明を行います。三軒町長。

○町長（三軒一高君）

皆さん今日のご苦勞様です。令和5年第4回太地町議会定例会開催にあたり、議員各位には、お集まりいただきありがとうございます。今定例会に提案いたしました案件は、同意案1件、議案16件の計17件であります。詳細につきましては、各担当者より説明いたしますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（福田忠由君）

町長の提案理由の説明を終わります。議案の審議を行います。

△日程第4 同意案第9号

○議長（福田忠由君）

日程第4 同意案第9号、太地町教育委員会委員の任命について同意を求める件を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。三軒町長。

○町長（三軒一高君）

井上まどかさんが適任と認め提案するものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

現在の教育委員5名の氏名と、それと誰が辞めるのか。そして、井上氏の経歴をお願いします。

○議長（福田忠由君）

漁野教育委員会次長。

○教育次長（漁野文俊君）

現在、教育委員は定員が4名でございます。退職されたのは大前委員が3月末で退職されております。現在の委員は、清水文委員、寺西敏次委員、山田てるみ委員の3名でございます。井上さんの経歴なんですけれども、平成21年に県立新翔高校を卒業後、浜野泌尿器科医院で医療事務に従事され、平成25年に退職され、その後、令和3年4月からニチイ学館で医療事務についておられます。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから同意案第9号、太地町教育委員会委員の任命について同意を求める件を採決します。お諮りします。本件は、これに同意することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、同意案第9号、太地町教育委員会委員の任命について同意を求める件は、同意することに決定いたしました。

△日程第5 発議第2号

○議長（福田忠由君）

日程第5 発議第2号、太地町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。8番、筋師議員。

○8番（筋師光博君）

説明いたします。地方自治法の改正により地方議員の請負禁止の緩和が図られ、これまで議員個人と町との請負が認められていませんでしたが、300万円までの請負が認められることとなりました。この地方自治法の改正について発せられた総務大臣通知では、この改正は近年、地方議会議員選挙において投票率の低下や、無投票当選の増加の傾向が強まっており、議員のなり手不足への対応が喫緊の課題となっていることを踏まえて行われるものであり、議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保するという地方自治法第92条の2の規定の趣旨を変更するものでないこと、また、議会運営の公正、事務執行の適正が損なわれることがないように、例えば条例等の定めるところにより、地方公共団体に対し、請負をする者である議員が当該請負の対価として、各会計年度に支払を受けた金銭の総額や請負の概要など一定の事項を議長に報告し、当該報告の内容を議長が公表することとするなど、各地方公共団体において、議員個人による請負の状況の透明性を確保するための取組をあわせて行うことが適当であること。との助言がなされております。これらを踏まえ、本条例は議会議員と町との間の地方自治法第92条の2に規定する請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図

ることを目的に、本条例を制定したく提案するものであります。この条例は請負をした議員は、会計年度ごとに請負の状況を議長に報告すること。また、議長は当該報告の内容を公表することなどを定めるものであります。なお、本件については、今年10月23日、事前に全員協議会を開会し、議会事務局と議会で意見調整を行いました。が、まとまらず、県から示された本件内容を議案として、当議会に提出するものでございます。ちなみ、串本町と古座川町は、既に県から示された内容で制定されております。説明は以上のとおりでございます。どうかよろしくお願いたします。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、発議第2号、太地町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、発議第2号、太地町議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定は、原案のとおり可決されました。

△日程第6 議案第40号

○議長（福田忠由君）

日程第6 議案第40号、国際鯨類施設の設置及び管理に関する条例の制定を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。和田総務課主査。

○総務課主査（和田正希君）

国際鯨類施設の設置及び管理に関する条例について説明いたします。今回の条例制定につきましては、令和6年4月1日より供用を開始する国際鯨類施設について、設置及び管理に関して必要な事項を定めるものでございます。第1条、趣旨につきましては、鯨類の研究等

により、国際的な学術研究拠点の形成を図り、鯨に関する伝統文化の理解を深めることにより、郷土愛の醸成及び地域振興に寄与することを目的とし、第2条では、名称を国際鯨類施設、位置を太地町大字太地1770番地の1と定めております。第3条では、地方自治法第244条の2第3項の規定により、町長が指定するものに管理を行わせることとしております。第4条からは、指定管理者が行う施設の管理の基準及び業務の範囲、その他必要な事項について取決め等を明記しております。第13条、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は規則で定めることとしております。附則としまして、施行期日と準備行為を明記しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

まず、第3条で施設の管理は、法第244条の2第3項の規定に基づき、町長が指定するもの、以下、指定管理者に行わせることができるとなっております。法第244条の2第3項とは、普通地方公共団体は、公の施設の設置の目的を効果的に達成するため必要があると認めるときは、条例の定めるところにより、法人その他の団体であつて当該普通地方公共団体が指定するものに、当該公の施設の管理を行わせることができる。とうたわれています。ここで、以前にも一般質問をし、公の施設とはどういうことについてという当局からの回答をいただいてませんが、私が調べる限り公の施設とは、1、その地方自治体の住民の利用に供するものであること。2、住民の福祉増進を目的とするものであること。3、地方自治体が設置するものであること。という要件を満たす施設が該当すると記されています。公の施設の種類ですが、公の施設と言えるのは体育施設、施設の例として体育館、運動場、プール、教育・文化施設、博物館、美術館、図書館、文化会館、公民館、コミュニティセンター、社会福祉施設、老人福祉施設、児童福祉施設、保育園、公営企業、公立病院、上水道、下水道、工業用水道、バス路線、その他、公園、道路、河川、学校、公営住宅、墓地、そして公の施設と言わないのは、庁舎、試験研究機関、競輪場、留置場と記されています。ということは、試験研究機関は公の施設でないということになると思いますが、いかがですか。これが1点目です。第1条中の中ほど、郷土愛の醸成とはどのようなことですか。また、地域振興に寄与することを目的としたと書かれていますが、この施設がどのように地域振興に寄与するのですか。これが2点目です。次に、利用料金、第8条第2項、利用料金は、指定管理者があらかじめ町長の承認を受けて別に定めるとする。当該利用料金の額を変更しようとする場合も、あらかじめ町長の承認を得なければならないとなっておりますが、まず、この利用料金を取るような場合とは、どういうときですか。また、どこを使用するのですか。通常、一般住民が利用料を支払ってまで使用するということはあるのですか。これが3点目です。利用料

金制度とは、通常施設を利用したときの料金は、施設利用料や入場料などは使用料として、町の収入となるが、利用料金制は、指定管理者が施設を管理していくための管理経費に充てることとし、指定管理者の収入とする制度と記されています。この制度では、利用料金の額を条例に定められた範囲内で指定管理者が設定するとなっています。この条例には、利用料金が定められていません。議案外ですが、太地町地域福祉センター椰の設置及び管理に関する条例の第9条第2項でも、利用料金は指定管理者があらかじめ町長の承認を受けて、別に定めるものとする、利用料金を変更するときもまた同様とするということで、この条例は平成31年4月1日から施行するとなっています。この条例が議会で議決されたときは私は議員ではありませんでしたが、本題に戻りますが、使用料も、利用料も条例にうたわれてなければいけないと思います。勝手に指定管理者が額を決められるはずがありません。このようなことから、この条例は法律に抵触するおそれがあると考えますが、いかがですか。これが4点目です。これは決裁をするときには、副課長、課長、そして副町長、町長と、最後は町長が決定したと思うんですけども、そこら辺でこれの答弁は、副町長か総務課長で答えていただきたいと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

暫時休憩します。

休憩 午前9時22分

再開 午前9時23分

○議長（福田忠由君）

再開します。漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

難しい質問いただきました。これ国際鯨類施設つくるにあたって、数年前から水産庁と日本鯨類研究所交えてやってきたのも事実であります。ことの発端は、東日本大震災で流されたというのは、標本とか資料が消失しましたので、それを何とか復興したいというようなことで、向こうからの要望もありましたし、こちらのほうも何とか国際鯨類施設といいますか、日本鯨類研究所にこちらに来ていただきたいという思いでやってきました。ご質問の試験研究所とかの機関は公の施設では違うのではないかというご指摘なんですけれども、我々としては、あの施設のいわゆる両横90メートルぐらいあるんですけれども、この右側の部分の図書室とか、会議室とか、一般に開放する、それを一般に開放いたします。それから講義をできる、100人ぐらい、90人ぐらいできるそういうスペースもあります。そこを公の施設としてエントランス含めて指定したいということでやっております。それからやはり、このあそこの部分に、うちはもう400年以上も鯨とともに歩んできたまちでございます。鯨

の研究者、学者がこちらに来てそういう活動をしていただける。また、図書においてもそういう鯨に関する図書を潤沢において、そこで学習していただいたり、研究者が集ったりとか、講義を受けたり、研修をしたりとか、鯨の研究、それから啓蒙啓発をやっていただく、やれるということで、それは郷土愛につながるのではないかなというふうなことで考えてここに記載しております。それから、利用料金の件に関しましては、このやり方で、特段法には抵触しないと思っております。それから、利用料金取る場合には、向かって右側の会議室とか、そういう研修ホールのときに利用料金を取っていただくというふうになっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

そしたら、施設を別個に分けるということですか。というのは、こっちの部分は指定管理をしてもらう。そして、鯨類研究所が使う部分は指定管理じゃないということなんですか。柵もそうですよね。いろいろこの部分はこう、ホテル業の部分はこう、そういう説明のときは、いつも分け方をしているんですけども、そこら辺がやっぱりきっちりしないと、なかなかおかしいのではないかなというように思います。地域振興とか、郷土愛の醸成、いろいろ考え方はあると思うんですけど、そこら辺は当局としての考え方なんで、それはそれで理解させていただきたいと思うんですけども、この利用料金なんですけど、どの資料を読んでも、やはり条例の範囲内ということが書かれているわけなんです。ということは、お金を勝手に指定管理者が決めて、町長どうですかと、これはおかしいと思うんですよ。だから、法に抵触しないという、もしものがあれば根拠を示していただきたい。そして、僕はやはり条例できちっと、どの文言を読んでも条例の範囲内と書かれてるんですよ。だから、そこら辺、やはり住民に明確に知らせる。前にも、僕言わせていただいたと思うんですけど、条例というのは誰が見ても分かるようなことでないといけないと思うんです。そこら辺どうでしょうか。

○議長（福田忠由君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

我々としては、これで特段そのこの書き方で、記載方法で違うというようなことで、そういうのも見つけてはおりませんし、ということで今、来てるんですけども、前の施設についてもこういう形で来てますし、これでいいかなと思ってるんですけども、ちょっとその根拠というところに関しまして、ちょっと今のところ持ち合わせてございませんので、もうこれでだめだということではないというふうな形で今来てますので、ちょっと調べてみます。

以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

海野議員の指摘とだぶる部分が多いんですが、三つ、私は指摘したいと思います。まず、今回、公のスペースとして、施設として指定管理制度にのっとって管理者を決めるというふうになっている、そういう条例になっておりますが、まず公の施設244条の2、公の施設を読む限り、今、副町長がおっしゃった左側の部分、日本鯨類研究所が使う部分は公の施設に当たらないというのは明解です。これ、国の解説文を読んでも、それからこれがどこまで根拠になるか分かりませんが、議会事務局に設置してある逐条解説、これを見ても、明らかに研究施設は公の施設に当たらないと書いてあります。これは根拠は示せます。だから、これは柵のときにも指摘しましたが、ホテルが公の施設ではない、これも明らかです。なのに、下の部分と一緒に上の部分を出してしまうから、公の施設として指定管理者に任せてるから、私はおかしいと言ってるんです。だから、法にのっとって私は質問をしております。それから、今回、日本鯨類研究所が使用料を払う、これは今までの答弁で明確に答えてますね。この金額が幾らかというのが、漁野議員も何度も指摘していますが、これはもう太地の財政の命運にかかわることなのでとても大事だと、決まったか、決まったかと聞かれています。今回のこの条例の中に、利用料は出てきますが使用料のことが書いてありません。これは地方自治法第228条に明らかに抵触しています。明らかに抵触しています。それからもう一つ、だから使用料は明確に明記すべき、なぜなら、太地町の財政にとって大きな負担になるか、ならないかの、これ命運を分ける部分なんですから、当然、住民にも知らせる、条例にも明確に定める、当然だと思います。三つ目、この国際鯨類施設、この施設名称が私は適切ではないと思います。国際鯨類施設というのを何人かの人に、これ何をやる施設かイメージできますかと言ったら、分からないって言います。分からないって言います。何を目的にする施設が分からない。普通施設の名称というのは、条例だとか法律に定めた目的だとか趣旨、今回の場合も趣旨が定めてありますね、郷土愛の醸成だとか、地域振興、この趣旨を明確に伝えられる名称でなければ私はいけないと思います。国際鯨類施設、これが郷土愛、地域振興にどう寄与するのか、誰もイメージできない。もう一つ、これ恐らくプレス発表するときに、国際表記で英語で表記すると思います。国際鯨類施設を何と翻訳するのか、これも教えてください。以上です。

○議長（福田忠由君）

暫時休憩します。

休憩 午前9時33分

再開 午前9時34分

○議長（福田忠由君）

再開します。

○議長（福田忠由君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

244条の2の関係で、公の施設、左側の部分、いわゆる研究施設については、公の施設ではないと、我々もそのような形でのぞんでおります。それから使用料、森岡さん、使用料は、いわゆる公の施設ではない左側の貸付の部分でいただきます。それは、来年の3月当初議会の財産収入のところにおいて出てきます。右側の、向かって右側の利用、いわゆるその指定管理しようとしているところについて利用料金を収受してもらおうと、それを管理費に充てていただくと、一部、そのような形でのぞんでおります。国際鯨類施設という名称ですけれども、これも、上級官庁と相談というか協議した上で、どのような形でということで、例えばというか、いわゆるこれつくるにあたって、町長が先頭になって水産庁と交渉していただきましたけれども、やはり、当町が大きな事業ですので、やっぱりその補助金等の絡みもございました。それを補助金をいただいて、なるべく負担のないように、町にとって負担のないような形で進んでおります。国際鯨類施設という名前が、私どもところにこれがどうのこうのというような疑義もいまのところ聞いておりません。これについて、やはり今回、来年の2月にも各国の今聞いているのは3か国ですけれども、科学者がこちらにやってきて研究したいと、あの施設を見せてくれというような要望も国の機関を通じて、今申込みがあるところですので、そのような形で、これから今後どんどん増えてくると私たちはにらんでおりますので、特段、国際鯨類施設という名称がふさわしくないとは私どもは思っていないので、ご了解いただきたいと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

私のほうから、国際鯨類施設の英語表記について説明させていただきます。英語表記が、
The International Cetacean Center。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

そうするともう1回、私の理解違いがあったようなので、もう1回明確にしてほしいんで

すが、この条例で定めようとしているのは、今回完成した建物の右側のスペースだけだと、だから、国際鯨類施設という名称は右側の部分だけだ、そういう理解でよろしいですね。それから、であれば、やはり私は施設名称をもっと考えるべきだったと思います。鯨類とついたら、何か日本鯨類研究所をどうしてもイメージしてしまう、そちらに引っ張られてしまう。町長はこの施設を建てる時に議会でおっしゃってました。やっぱり鯨、日本鯨類研究所の目的というのとは、また別にもっと鯨の文化、伝統だとか、地域の生活習慣だとか、鯨にまつわるものをもっと国際的に理解してもらい、そのためにこの施設を建てるんだというふうに答えられました。だから私も議員として賛成をしております。その町長のまちの方針が、この施設名には私は反映されてないと思うんです。いや僕は残念だと思って言ってるんですよ。もう一度、町長の思い、国から補助金をもらう、地方債を借りる、そういう政治力学の配慮というの必要かと思います。でも、でもこれは太地町の公の施設です。太地町の公の施設である限りは、首長、議会、町民の思いがきちっと第三者に伝わるような名称にしませんか。提案したいと思います。いかがですか。

○議長（福田忠由君）

三軒町長。

○町長（三軒一高君）

今の質問なんですが、私自身はここに全てのことが含まれているという名称だと思っております。これは、担当者と国ともいろいろ議論した中で、今、森岡さんが言われましたまちの施設じゃないか、まちの施設だからこそ、江戸時代は鯨を捕って町内7村潤った、昭和の時代はこれを観光に利用してまちだけで潤った、この平成、令和の時代は、今度は国際的に鯨のことを発信して、我々のまちのことも、文化のことも、また世界の研究者、また最近はいろんな有名な公立の水産に関する大学なんかもここで一つ研究の拠点にしようじゃないかっていう話もいろいろ出てきております。もうこれがまだ完成して始まってないんですが、いろんな研究の話が来ております。私はこの1万7000坪近くのこの平地を町民がいつでも公園化して入れて、本当にきれいで、今もかなり見に行ってくれる人もおります。この名称が、太地だけじゃなくて世界に開けるように、この名称をつけたってということだと思っておりますので、もう少し理解をしていただいて、何とかこのことで進ませていただけたらありがたいなど、そのように思っております。森岡さんの言われることも十分理解をしているつもりなんですけど、私としてはこの名前が出てきたときに、国際的ということについて、一つの議会で理解が得られるんじゃないかなと、そのように思ったんです。だから、太地町何々というより、この名前がいいんじゃないかなってそう思ったんで、言われることは十分分かるんですけど、もう少し我々の時代は町内だけ、県だけじゃなくて国際的にですね、これから始まって10年したら必ず分かる時が来ます。鯨研が誘致して何もメリットがない

じゃないかって言われる人もおりますけど、必ず結果としてこの10年見てもらったら、こんなにまでまちにメリットがあるのかということが必ず分かります。そのことで、ご理解いただけたらなと思っております。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

町長の思いがすごいよく分かるんですよ。私、蹴飛ばそうとして物を言ってるんじゃないんです。もっと例えば、太地の一番新しい第5期の長期総合計画を見て、一番最後に何て書いてありますか、住民が主役になるまちづくりって書いてあるじゃないですか。19億も使った、この太地町民にとって恐らく長い何百年の歴史の中で最もお金を使った施設ですよ。であれば、長期総合計画に書いてあるように、住民の心をここにもっと寄り添うような仕組みをつくるべきだと思います。例えば具体的に言えば、この施設名は仮称にしておいて、町民、それから世界も含めてでも名称を募集したっていいと思うんですよ。僕は、太地町で最もお金をかけた施設に当局と議会だけでこの議論の中で施設名の名称を決めるのはもったいないと思います。もっともっと町民をこの町政に関心を持ってもらう、そして参加できる仕組みをつくっていくべきだと思います。もう一度、これだから仮称にしておいて、そういったことも考慮していただけないですか。以上、どうですか。

○議長（福田忠由君）

三軒町長。

○町長（三軒一高君）

言われていることは十分分かるんですよ。ただ、私が言ってるように、また細かく言われませんが、10年以内にこの施設を誘致して、このまちにこれだけメリットがあるのかということが必ず分かるようにいたしますんで、10年以内に。皆さんは気がついていないと思いますが、この施設をなぜ誘致しなければならないかというのは、私は議員のときから信念を持ってました。それは、濱中町長は私が議員のときに、太地にその鯨類研究所の支所を誘致って水産庁から話が来たんですけど断りましたと。そのときの町長の話では、土地も建物も全部町で建てるんですよと、そんなばかなことがありますかと、だから私は断りました。それを聞いておりました。私はこの長い歴史の中で、鯨のまちとして、将来生きようとするときに、この施設を必ずいつか太地につくりたいそう思っておりました。東北大震災が一つのことによって水産庁と交渉したんですけど、この施設を建てるときに、その荷物を置くところがないから東京より太地で置いたらどうですかと私が提案して、トラック5台でここへ持ってきました。そして今回は、鯨類施設を建てる、最初は多分4億円ぐらいの施設だったという話だったと思います。私は、国にそのぐらいの施設で、4億円ぐらいの施設じゃだめだと、

もっと国際的に将来学者が集まれる、そういうことになるような施設にしたいと陳情した結果、この額になったんです。それはもう大変な、なるべく町のお金を使わないように、国や補助金の求めて苦労いたしました。やっこのところに来た、それは近鉄の土地を買うときも困難だった。だけど、この1万7000坪の中ね、多分町民の皆さんがあそこを公園化して、あそこでも散歩もできるでしょうし、また金銭的なメリットがどのように町へ入ってくるかということも必ずこの10年以内に分かってきます。こんなにまで、この誘致したことが町にメリットがあるのかということが必ず分かります。もう少し時間をいただけたら、これまで一般質問でも多分質問があるんでしょうけど、必ずやったことに町民の多くが理解してくれることになると思いますので、もう少し、その名前もその名前ですけど、いろいろなその個人で、多分10人やったら10人違うと思うんですよ。ただ、森岡さんいつもその議論になるんですけど、この森岡さんとは大体議論は合うと思うんですが、1点だけ違うなあっていつも思っているのはね、町民の代表というのは議員なんです。だから、昔、漁野議員とか山下議員がよく言われましたけど、町民のもっと声を聞けって言うのが、私達は、議会制民主主義で議員が町民を代表してきてるんですよ。だから、今10人がいいか、15人がいいか、16人がいいか、9人がいいか、8人がという議論がありますけど、だから、町民の代表は議会なんで、我々は、そのことについて議会へ提案したこと以外しかできないんで、何か我々が個人的にできることというのはないんで、だから、この名前も何も全て議会へ提案しているんで、ただ、よく町民のもっと話を聞いたらどうだっというんですけど、町民の多くの意見を議員の皆さんが吸い上げてここで発言してくれてるんだと私はそうやって理解してるんですよ。私も議員7期目やりましたけど、恐らく町民もたくさん回って、いろんなことも提案してきました。だけど、私たちは必ず議会の議員が町民を代表してるということで、議会の皆さんに相談したことが町民に相談したことだと、そのように理解して進めているんで、その辺がちょっと違うのかなと、意見が、思ってるんで、以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

先ほど副町長のほうから答弁あったんですけども、利用料金、私は法的根拠というか、根拠を示してくれ、これでいいんだと、載せなくてもいいんだという、その根拠を示してくれと言いましたよね。でも、分からないけどこれでいいんだという、今、回答だったですよ。だから、根拠がないものを議会に上げてきて、それで納得してくださいよというのは、いや、僕は説明してくれと言いましたよね。ほんならぬけどいいんだという答弁だったと思いますよ。だから、根拠のないものをいいんだって言われても、私はなかなか理解できな

い。どの項目を、これいろいろ私も調べてますよ。その中でやはり、条例の範囲内という縛りがあるわけですよ。だから、そこら辺をきっちりやっぱり調べてもらわないと、議会に提出するのに、いやいやこれでいいんですよと言われても、議員として私は納得することができないんです。そして、本来、私は申し訳ないんですけど、動議を出して、この条例を、委員会付託してもらおうかなとは思ったんですけど、そこまでもう今回はしませんので、もう一度、これはこれであげて、もう一度精査してみてください。条例というのは、一部改正というのはいろいろできるじゃないですか。だから、本当に正しいのか、納得のできるような条例を出していただきたいというように思います。それと、先ほど、これも副町長が言ったんですけども、この施設に関しては、住民に負担をかけないようにしたいというお話ありました。その中であそこはご存じのようにすごい塩害が強いと思うんです。傷みも早いと思います。だから、その修繕をまちが持つのか、鯨類研究所が持つのかという問題もこれから出てくると思うんですよ。だから、その部分で、いや修繕はやはりまちだよということになれば、住民負担にもなりますから、そこら辺も重々考えて、使用料なり、利用料なりをそういう財源に充てていくというのも一つの方法かなと思うんです。だから、そこら辺も含めて今後検討していただいて、きちっとした条例を出していただきたいというように思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

ありがとうございます。ちょっと精査させてください。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

私は、この施設に関しては、町民に対してどのような福祉、また利益があるのか分からないということで反対しました。今の町長の答弁を聞いてるとですね、10年間見といてくれと、そうだったら非常にいいと思うんで、頑張ってもらいたいと思います。それで第5条の4号、施設、附属設備及び備品の維持管理に関する業務、電気・水道・ガス等は、これ読むと鯨研かなと、国際鯨類施設かなと思うんですけども、先ほど海野議員の質問の中で、塩害、老朽化の場合はどうすんのかということを知ってましたけども、私も非常に心配なんで、この施設の維持管理に関する業務で塩害とか、老朽化の場合は、これは、どちらが持つんですか。それと、気になることは、今の答弁聞いてたら誰でも使えるということで確認しておきたいんですけども、例えばで、私、南紀ボーイズの代表もう辞めましたけども、南紀ボーイズみたいなのが役員会に使いたいというようなことがあれば利用できるのかどうか聞いて

おきたいと思います。それから、これ入館料は取る予定ですか、入館料。その3点、すいませんけどお願いします。

○議長（福田忠由君）

和田総務課主査。

○総務課主査（和田正希君）

漁野議員さんから質問のありました事項についてお答えします。老朽化、塩害等の対応につきましては、今後、指定管理者選定した上で協定書を締結する予定であります。その中の協定の中で、詳細等を決めてまいりたいと考えております。続きまして、施設について、先ほど例えば南紀ボーイズさんとお話ありましたけれども、こちらにつきましては利用の申請を出していただいて、会議室等利用いただけるものと考えております。入館料につきましては取らないような形になっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

そしたら、今から協議することなんですけれども、太地町の負担がかからないような、塩害、老朽化の場合も、その国際鯨類施設のほうで見てもらうような交渉をしてほしいと思います。それから施設の利用に関して、多目的センターとか公民館は、町民が使うときはただにしてくれてると思うんですけれども、町民が使うというか、南紀ボーイズは太地町のグリーンピアに籍があるってことでただにしてもらってたんですけれど、やっぱり太地町民が使う場合は無料になるんですか。その2点お願いします。

○議長（福田忠由君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

まず、先ほどの答弁なんですけれども、これから協定で結ぶということなんですけれども、やはり老朽化とか、塩害による被害、額にもよりますけれども、ある一定程度の額については太地町で、町で負担やはりするのが当然のことであろうとは思っております。それから、あと利用料金については、まだそこまで細部についてまだちょっと詰めてないというのが現状であります。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第40号、国際鯨類施設の設置及び管理に関する条例の制定を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第40号、国際鯨類施設の設置及び管理に関する条例の制定は、原案のとおり可決されました。

△日程第7 議案第41号

○議長（福田忠由君）

日程第7 議案第41号、太地町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（福田忠由君）

説明を願います。奥田産業建設課副主幹。

○産業建設課副主幹（奥田耕司君）

太地町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定について、ご説明をさせていただきます。この条例は令和6年4月1日から公営企業会計へ移行する下水道事業について、地方公営企業法の財務規定等を適用するにあたり、新たに条例を制定するものでございます。条例につきましてご説明させていただきます。1ページをお願いいたします。第1条では、公共下水道事業の設置について規定してございます。第2条、法の財務規定等の適用です。地方公営企業法に規定する財務規定等の適用について規定しています。第3条、経営の基本では、企業としての運営のあり方を第1項で規定し、第2項では、公共下水道の事業区域について、第4条第1項の規定による事業計画のとおりとなっています。第4条、重要な資産の取得及び処分については、予定価格が700万円以上の不動産もしくは動産の買い入れもしくは譲渡などとしています。第5条、議会の同意に要する賠償責任の免除でございます。下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任について、議会の同意を得なければならない規定を5万円以上としています。第6条、会計事務の処理でございます。下水道事業の会計事務のうち、会計管理者が行う権限を規定しています。公金の収納、支払いに関する事務、公金の保管に関する事務を会計管理者が行うことを規定しています。第7条、議会の議決を要する負担付寄附の受領等でございます。ここでは、議会の議決を要する事項としまして、負担付寄附に

については5万円以上のもの、法律上の義務に属する損害賠償については、10万円以上のものと規定しています。第8条、業務状況の説明書類の作成でございます。法第40条の2第1項の規定により、毎年度、少なくとも2回以上の経営状況を明らかにすることになっていきます。次に、附則でございます。附則第1項では、条例の施行日を令和6年4月1日としています。附則第2項につきましては、太地町特別会計条例の一部を改正するものです。下水道事業が公営企業会計の適用に当たり、特別会計条例から太地町都市計画公共下水道事業を削除するものです。附則第3項につきましては、太地町水道事業の設置等に関する条例の一部改正となっています。地方自治法の一部改正により条ずれ等がありましたので、それに伴い改正するものです。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

2ページの議会の議決を要する負担付の寄附の受領等というのがあるんですけども、この負担付の寄附というのはどういうことでしょうか。それから資料を見てると、第2項と第3項がちょっと分かりにくいんですけども、くじらの博物館のことも書いてあるし、水道事業のことも書いてあるし、この附則に関してちょっと説明をお願いします。

○議長（福田忠由君）

奥田産業建設課副主幹。

○産業建設課副主幹（奥田耕司君）

まず、負担付の寄附でございます。これは寄附を受ける際に一定の条件が付され、その条件に基づく義務を履行しない場合に、寄附が解除されるようなものというふうになっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

私のほうから附則について説明させていただきます。今回、下水道事業の設置の条例ではございますが、これ設置等ということでありまして、これに付随する条例も、改正も併せて改正させていただいておるところでございます。そのためですね、例えば附則の2条のところには特別会計のほうをうたっておるんですけども、ここではくじらの博物館と下水道事業というふうにして特別会計が規定されております。これを抜く必要がございましたので、この附則のほうでうたわせていただいております。また、水道事業のほうにも、過去に本当は条例改正により対応しなければならなかった条ずれがございまして、こちらのほうが今回また令和6年4月1日からまた法が改正されるということで、こちらを併せてうたわせていただ

いております。ですので、附則としては下水道事業に合わせて別の付随するものも改正するというような格好になっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第41号、太地町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第41号、太地町公共下水道事業の設置等に関する条例の制定は、原案のとおり可決されました。

△日程第8 議案第42号

○議長（福田忠由君）

日程第8 議案第42号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

改正内容について説明いたします。今回の改正は、人事院勧告を踏まえ、町議会議員の期末手当の支給割合を改正するものです。資料の新旧対照表1ページをご覧ください。第1条関係として、こちらは公布の日から施行する内容となります。第6条第2項として、期末手当の支給割合を、人事院勧告に準じて0.05月分引き上げるものです。2ページをお願いします。第2条関係として、こちらは令和6年4月1日から施行する内容となります。令和6年度以降は、6月期と12月期における期末手当の支給割合をそれぞれ1.225月分に改正するものです。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

この第1条関係というのと、第2条関係というの、ちょっと分からんので説明をお願いします。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

まず、第1条関係なんですけれども、これは公布の日から、この議会の議決を得られた後にすぐに公布するわけなんですけれども、その公布の日から適用する内容だと。今回、人事院勧告で0.05月分支給割合を引き上げるということで、今、議員さんの場合は6月と12月に期末手当が1.2か月分ずつこれまでありました、年間で2.4か月これが人事院勧告で年間2.45に、0.05引き上げるということで、それを6月もう既に支払い終わってますんで12月で行うために、まず0.05引き上げる改正を第1条で行うと。2ページの第2条関係なんですけれども、今回は年間2.45月分になりました。令和6年度以降は、6月と12月、これを均等に今の2.45を配分して、1.225月分ですか。これに支給するというのが第2条になります。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

細かいことを聞くようで悪いんですけども、分かれば答えていただきたいと思います。改正前が第6条では100分の120、改正後が100分の125、これで額がどれぐらいになるのかですね。次の100分の122.5から100分の125、これも幾らになるのか分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

両方とも年間で2.45になるということで、影響額は1条関係、2条関係同じなんですけれども、金額としましては11万8,415円増額ということになります。以上です。

○議長（福田忠由君）

暫時休憩します。

休憩 午前10時09分

再開 午前10時10分

○議長（福田忠由君）

再開します。答弁漏れないですか。ほかに質疑ないですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

国においては、総合経済対策で住民税非課税世帯向けの給付金、または定額減税を行おうとしています。マスコミ等では国家公務員特別職の給与を引き上げる改正に、国民からもいろんな声があげられていました。現在の物価高騰の状況や住民の所得等を考えると、私は、この改正に反対いたしたいと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

原案に賛成者の発言を許可します。ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。異議がありますので、本件は挙手によって採決します。議案第42号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正は、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

（挙 手 多 数）

○議長（福田忠由君）

挙手多数です。したがって、議案第42号、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。暫時休憩します。10時30分より再開します。

休憩 午前10時12分

再開 午前10時30分

○議長（福田忠由君）

再開します。

△日程第9 議案第43号

○議長（福田忠由君）

日程第9 議案第43号、職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

改正内容について説明いたします。今回の改正は主に2点となります。1点目は、人事院勧告に伴う期末勤勉手当の支給割合及び給料表の改正、2点目は、管理職員特別勤務手当の規定の整備となります。資料の新旧対照表1ページをご覧ください。第1条関係として、職員の給与等に関する条例の一部改正となります。はじめに、期末手当についてですが、第19条第2項として、期末手当の支給割合を0.05月分、下の第20条第2項の勤勉手当について、支給割合を0.05月分それぞれ引き上げるものです。いずれも、人事院勧告に伴い改正するもので、公布の日から施行することとしています。次の2ページから6ページにかけては、給料表の改正となります。こちらも人事院勧告に伴うもので、民間給与との格差を解消するために、国に準じて給料表の改正を行うものです。こちらは、本年4月1日に遡って適用することとしています。7ページをお願いします。第2条関係として、こちらも職員の給与等に関する条例の一部改正となりますが、いずれも令和6年4月1日から施行する内容となります。はじめに、管理職員特別勤務手当の改正ですが、管理監督職の立場にある職員が週休日等以外の日、言い換えますと平日ということになりますけれども、平日の午前0時から午前5時までの間に、臨時または緊急の必要により勤務した場合、この手当を支給することを第2項として新たに追加するものです。次の第3項では、この手当額の上限を定めています。第3項第1号の規定は、休日に臨時または緊急の必要により勤務した場合、1回につき1万2,000円を超えない範囲内で、規則に定める額を。第2号では、平日の午前0時から午前5時までの間に、臨時または緊急の必要により勤務した場合、1回につき6,000円を超えない範囲内で規則に定める額とすることをそれぞれ定めています。この改正につきましては、国家公務員のいわゆる給与法に準じて、また、ほかの自治体の条例等を参考に作成しております。これにつきましては、人事院勧告に伴う改正ではありませんので補足させていただきます。これを機会に改正するものです。その下の期末手当につきましては、人事院勧告に伴う支給割合の改正となります。令和6年度以降は、6月期と12月期の支給割合をそれぞれ1.225月分に改正するものです。8ページをお願いします。勤勉手当の改正として、こちらも支給割合の改正となりますが、令和6年度以降は、6月と12月期の支給割合をそれぞれ1.025月分に改正するものです。9ページをお願いします。第3条関係として、任期付職員条例の改正となります。第7条は、特定任期付職員の給料表を改正するもので、本年4月1日に遡って適用することとしています。10ページにかけての第8条は、特定任期付職員の期末手当の支給割合を0.1月分引き上げるもので、こちらは公布の日から施行することとしています。いずれも人事院勧告に伴う改正となります。11ペー

ジをお願いします。第4条関係として、こちらも任期付職員条例の改正となりまして、令和6年4月1日から施行する内容となります。特定任期付職員の期末手当として、令和6年度以降の支給割合を、6月期と12月期それぞれ1.7月分に改正するものです。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

これも人事院勧告のときに、これは出てくるたびに聞きやるんですけども、これ、高卒の初任給はどこに当たるのかですね。それから大卒の初任給はどこに当たるのか。現在、太地町で、職員の最高の給料というのはどこに当たるのかですね。それと、全体で幾らぐらい増になるのか。それと、資料の9ページなんですけども、任期付職員の表なんですけども、こちらの議案のほうは7号給まであるんですけども、資料のほうは6号給までしかないということで、これどちらが正解なのかということと、それと、10ページのこれささいなことなんですけども、改正後の100分の125とあるのは、これ下に線が引いてあるんやけど、別に引かえでもいいんですか。細かいことで悪いんですけども、以上です。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

1点目の、高卒初任給、大卒初任給の話ですけども、高卒につきましては、1-5、新旧対照表2ページで、左側が改正後なんですけども、1級5号ですね、改正後は16万6,600円、こちらが高卒の初任給となります。大学卒は1級の25号ということで、一番下にいきまして19万6,200円、こちらがそれぞれの号級となります。2点目のご質問で最高号級、現在5級の69号が最高となっております。3点目の人勸による影響額ですけども、金額としましては、ちょっと大きくなってるんですけども2,439万2,814円と試算しております。今回、期末勤勉の引き上げであったり、給料の改正が行われてます。この関係で給料月額が基礎となっている共済負担金とか退手負担金、こういったものも影響を受けます。あと会計年度任用職員の方も期末手当等改正、変わってきますので申し上げた額となっております。最後、新旧対照表で下線が漏れております、申し訳ございません。ちょっと申し訳ないです。改め文といいますか、新旧ではないほうなんですけども、すいません、正しいのは新旧なんです。申し訳ないです。新旧は6号ですか、それが正しいんです。すいません、こちらの新旧でないほうが7号まで記載あるんですけども、これ削除します、すいません、修正します。

○議長（福田忠由君）

暫時休憩します。

休憩 午前10時41分

再開 午前10時41分

○議長（福田忠由君）

再開します。森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

改め文のほうですね。6ページの1号から7号まで記載があるんですけども、正しくは6号までの記載が正しいので、これ訂正させていただきたいと、資料また差し替えてお渡しさせていただきたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（福田忠由君）

暫時休憩します。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時42分

○議長（福田忠由君）

再開します。ほかに質疑ありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

1点だけ、この任期付職員というのが、今、太地町におるのかどうか、その一点だけ。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

現在はおりません。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第43号、職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第43号、職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第10 議案第44号

○議長（福田忠由君）

日程第10 議案第44号、太地町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

太地町職員の特殊勤務手当の条例の一部改正について説明いたします。今回の改正は、現在、救急出動した場合、出動1回につき一律1,000円の出動手当を支給しておりますが、それに加え、隊長役を担った職員に対し、隊長手当として出動1回につき500円を支給するものです。救急活動におきましては、隊長、機関員、隊員に役割を分担し活動を行っていますが、隊長役を担った職員は、傷病者の情報収集、病院交渉、報告書の作成など、ほかの隊員に比べ負担が大きい部分がありますので、今回改正したく提案させていただきました。また、上級法との項ずれを解消する改正も併せて行います。新旧対照表をお願いします。第1条中、第24条第6項となっているのを、第24条第5項に改正し、別表中、救急手当のところに隊長手当として500円を追加します。附則といたしまして、この条例は令和6年4月1日より施行します。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

この別表の中で、その救急手当、夜間待機が2,200円、年末年始が4,400円というようになってますけれども、これ、あまりにもその夜間待機というのは、気の毒じゃないかなというような気がします。そこら辺で、ここの年末年始と通常の夜間待機は、もう少し値上げをしてあげてほしいな、最近、特に夜の救急が多いと思うんです。出たら救急手当というのは出てるんでしょうけれども、やはり縛られながら寝るということは、これ職員にとっても大変やと思うんです。これは町長の裁量でいくはずなんで、そこら辺検討していただきたいなというふうに思います。以上、いかがですか。

○議長（福田忠由君）

漁野副町長。

○副町長（漁野洋伸君）

はい、今、提案ございましたように、執行部といいますか、当局も大変なことをしていただいてるなというのをずっと思いがあります。ちょっと検討させてください。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

救急業務についている職員は、今、何名おられるのか聞いておきたいと思います。それからまた、海野議員も夜間待機のことだけ言いましたけども、僕は救急手当はね全体的に上げたってほしいと思います。それも合わせて検討したってほしいと思う。それと、その税務手当、厚生手当とありますけども、税の手当というのはどういう、税の徴収に従事する職員ということなんで、どういうことかはちょっと分からないですけど、夜間に徴収に行くとか、そういうこれもつらい仕事やと思うんですけども、厚生手当ですね最初の、感染症の病原体の附着しているおそれのある物の取り扱い又は消毒等に従事する職員、これ1,000円、その下の行旅病死、変死人等の収容護送、埋葬等に従事する職員、1,000円、これはもうちょっと上げたってくれやんかなと、非常に思うけど、これ読んだらすごいことしてるんやなと思うんで、この辺の検討もすいませんけど、今後したってほしいと思うんで、全体的に検討してほしいと思うんですけど、その辺どうですか。

○議長（福田忠由君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

現在、救急業務に実働として携わっているのは16名でございます。すいません、今、漁野議員指摘いただいた各種手当については、また今後、検討していきたいと考えます。よろしく申し上げます。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。5番、久原君。

○5番（久原拓美君）

今、海野議員、漁野議員もうちょっと見直したらいいんじゃないかと、もっともな思っています。当局のほうも見直しに積極的だというようなふうを受けとめました。できれば、今年度中でも改正できないでしょうか。期限切って、やっぱりやってもらいたいな。できるだけ早く条例改正するべきだと思います、いかがでしょうか。期限いつまで目標にやりますというような答えを出していただけますか。

○議長（福田忠由君）

由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

久原議員から指摘いただいた件につきましては、ちょっと予算的なこともありますので、できましたら今年度中に改正を検討させていただいて、来年度当初予算からということで、よろしくお願ひしたいと思ひます。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第44号、太地町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第44号、太地町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第11 議案第45号

○議長（福田忠由君）

日程第11 議案第45号、太地町使用料及び手数料徴収条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願ひます。森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

改正内容について説明いたします。全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務につきましては、政令で定める額を標準として、市町村は条例で手数料を定めなければならないとなっております。今般、地方公共団体の手数料の標準に関する政令の改正により、手数料の標準額が見直されましたので、所要の改正を行うもので

す。資料の新旧対照表をご覧ください。1ページから3ページまでは、戸籍に関する手数料についての規定となります。今回は、戸籍法の改正に伴い政令が改正されたため、条例の整備を行うものですが、それとは別に、今回を機に別表の書きぶりや並び順も政令の書きぶりに変更する内容としています。そのため、新旧対照表を見ると、戸籍の部分全体が改正される感じになっており、改正箇所が分かりづらい形になってしまっている点について、ご容赦いただきたいと思います。では、一体どこが改正されたのかということでございますけども、今回の政令改正に伴う改正部分は、1ページ下の戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円の部分と、2ページの一番下、除籍電子証明書提供用識別符号1件につき700円、この二つが今回の改正で新たに追加された部分となります。追加された内容ですけども、今回の改正により、戸籍謄本等の請求は戸籍電子証明書についてもすることができるようになり、当該請求があったときは、当該請求をした者に対し、戸籍電子証明書提供用識別符号が発行されることになることから、当該事務に対する手数料の規定を追加するものです。そのほかの箇所は、政令の書きぶりや並び順に改めただけの部分となりますので、手数料に変更はありません。5ページをお願いします。一番下は、高圧ガス保安法の関係の改正となります。今回の法改正により、LPガスの運搬車に関する許可手続について、液化石油ガス法の許可を受けた場合には、高圧ガス保安法の許可を省略し、事務手続の合理化が図られることになりました。これにより、液化石油ガス法の許可を受けたLPガスの運搬車については、高圧ガス保安法の許可申請に対する審査手数料は低減されることになりましたので、その額を6,000円として新たに設定するものです。以上よろしくをお願いします。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

ちょっと今の説明では、戸籍電子証明書提供用識別符号1件につき400円、それから、除籍電子証明書提出用識別符号1件につき700円というのが追加されただけで、ほかの料金は一切変わってないということで理解しておいたらよろしいですか。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

はい、その理解でお願いします。ちょっと左右対称になっていないのでちょっと見にくいんですけども、よろしくをお願いします。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第45号、太地町使用料及び手数料徴収条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第45号、太地町使用料及び手数料徴収条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第12 議案第46号

○議長（福田忠由君）

日程第12 議案第46号、太地町国民健康保険条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

今回の主な改正は、出産被保険者の産前産後期間の保険料軽減に関する改正となります。軽減の内容としましては、出産を予定または出産した被保険者本人に係る所得割、均等割を軽減いたします。軽減の期間は出産予定の前月から、出産予定月の翌々月までの4か月間を基本としますが、多胎妊娠時は出産前々月、前々前月も含め6か月間の減額となります。新旧対照表のほうをご覧ください。まずは10ページのほうをご覧ください。第22条の4、この条が今回の条例改正の主なところであります。11ページをご覧ください。第1項第1号では、出産被保険者の基礎賦課額の所得割と、第2号では基礎賦課額の均等割の軽減について規定をしております。第2項では、第1項に基づいて減額するにあたり、保険料に端数が生じた際の切り上げと読み替えの規定、3項は後期高齢者支援金等賦課額、12ページをご覧ください。4項は、介護保険給付金賦課額の算定についての準用と読み替えの条文となっております。5項は、低所得者の保険料の軽減をされている世帯の産前産後軽減について規定をしております。13ページお願いします。6項は5項に基づいて減額するに当たり、保険料に端数が生じた際の切り上げと読み替えの規定、7項は後期高齢者支援金等賦課額、8項は介護給付金賦課額の算定についての準用と読み替えの条文となります。第27条の4

では、出産被保険者に関する届出に関する規定を定めております。1ページに戻っていただきまして、第14条の3、こちら基礎賦課額に係る出産被保険者の保険料の減額に係る第22条の4の表記の追加と、産前産後軽減に係る財源としまして繰入金に関する規定の第72条の3の3第1項の追加となります。2ページをお願いいたします。第16条では、地方税法附則が改正されたことによる項のずれを改正するものでございます。3ページをお願いいたします。18条の6の2にて、後期高齢者支援金等賦課額分、4ページの18条の7では、介護納付金賦課額分、こちらともに出産被保険者の保険料の減額に係る第22条の4の追加と産前産後減免に係る財源としての繰入金に関する規定の第72条の3の3第1項の追加となります。5ページから7ページの第21条ですが、こちらは被保険者の各種異動による保険料の賦課更正についての記載となっております。1号では、被保険者数の増減や介護給付金に該当、非該当といった異動による保険料の賦課更正についての記載がございます。第2号では、ほかの保険への加入、転出といった異動により国民健康保険世帯が資格喪失した際の保険料賦課更正についての記載となっております。これに付加算定の条件としまして、出産被保険者への減額と未就学児の減額を追加するものでございます。7ページから8ページにかけての22条では、こちらも地方税法附則が改正されたことによる項のずれを改正するものでございます。9ページ、第22条の3ですが、10ページのほうで保険料額を保険料率に改めておりますのは、文言のを統一するために改正をさせていただくものでございます。附則といたしましてこの条例は令和6年1月1日より施行をさせていただきます。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

今、説明何か何かしてくれたけど全然分からんけど、その10ページの悪いけど出産被保険者の保険料の減額、具体的に言うたらどんなになる。それから、13ページの出産被保険者に関する届出というのがあるんですけども、個人番号も入ってる、これマイナンバーですね、これが。だから、日本人に限られるということで理解しておいたらいいんですか。とにかくどのぐらいの減額というのか、それが全然分からんのですけども、これ文章読んでも全然分からないですけど、どのぐらい減額されるんですか。ちょっとそれ、すいませんけど。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

こちらのほう、出産をされるご本人に係る所得割分と均等割分を基本的には4か月分減額をするということになります。具体的に数字で例を示させていただきますと、ご本人が非課税で、後40歳未満、介護保険がかからない年齢としたところですね、こちらの方、4か月

間で3, 320円ほどの減額となります。後、所得が200万あるとした場合、こちらでしたら4か月間で5万8, 800円ほどの減額となります。こちらの対象につきましては、国民健康保険の被保険者が全て対象となってきます。後、届出としましては、マイナンバーもそうなんですけれども、ご本人が確認できる書類を添付ということになります。以上です。

○議長（福田忠由君）

1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

ただにしたってええのに。もう何ちゅうかな、国民健康に入ってる人ということは、外人も含まれるということですか。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

はい、国民健康保険に加入されてる外国籍の方も含まれてくると。以上です。

○議長（福田忠由君）

5番、久原君。

○5番（久原拓美君）

これ結局、保険料が免除されるということなんですけれども、それはほかの保険者が負担するんですか、減った分は。保険料の収入としてなくなるんだから、保険者は。国からどっか手当してくれるんですか。それとも、保険者が、保険の加入者がその分を負担するということなんですか。やっぱり、こういうの国で決めてくるんやから、国で本来負担するべきものと思うんですけれども、どうなんだろうかなと思って、タコの足を食うような格好でしても、後、加入者が今度困ってくるというようなことなんで、どうなんです、分かっていたら教えてください。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

こちらの費用につきましては、一般会計からの繰り入れていただくという、第72条の3の3というところが繰り入れるところの明記になります。ですので、国が2分の1という形ではいただけるものとは考えております。以上です

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

討論を終わります。これから、議案第46号、太地町国民健康保険条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

異議なしと認めます。したがって、議案第46号、太地町国民健康保険条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第13 議案第47号

○議長(福田忠由君)

日程第13 議案第47号、鯨類追込網漁業を行う地域の上空における小型無人機の飛行の禁止に関する条例の一部改正を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(福田忠由君)

説明を願います。山下産業建設課長。

○産業建設課長(山下真一君)

説明させていただきます。本条例は、鯨類追込網漁業の実情を踏まえ、航空法を補完することで漁業者の安全を確保することを目的に令和2年3月11日に制定し、同年4月1日より施行しております。これまで追込網漁業を行う畠尻湾及びその周辺50メートル上空について、小型無人機の飛行を制限していましたが、国土交通省の許可や承認を受けた特定の飛行、制限する地域上空への進入の確認など規制が難しい状況となっております。また、この規制の範囲以外の地域においても、小型鯨類を飼育する森浦湾や、ブリ敷網などの定置漁業を行う地域などで小型無人機の飛行が確認され、漁業者の安全が脅かされています。これらの状況を踏まえ改正を行うものでございます。施行は令和6年4月1日としてございます。新旧対照表で内容を説明させていただきますのでご覧ください。改正は、主に対象漁業の追加、対象地域の変更及び対象地域の緯度経度による明確化を行っております。1ページをお願いします。1条におきまして、対象漁業に定置漁業を加え、鯨類追込網漁業には、捕獲物の保管を含むと規定し、追加しております。以降の条文も同様の改正をしております。2条には、対象地域をうたっております、3ページをご覧ください。別表に定める地域として、畠尻湾周辺、森浦湾地域、太地湾地域を指定いたしまして、緯度経度表示を行っております。次の4ページをご覧ください。地域につきましては、このように変更させていただくこととな

っております。また、この改正内容を考慮いたしまして、1ページの一番上にありますように、題名も改正しております。これらが今回の主な改正ではありますが、1ページにあります第2条第3項をご覧ください。1ページにあります第2条第3項でございます。ここでは、第4条第1項第12号と改正していますが、前回の令和3年の改正におきまして、1項を1号と印字誤りがございました。そのため、今回改正させていただいております。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

範囲を広げるということで、どういう事例があったのか、これ広げるに当たってどういう事例があったのか、二、三あれば、あったから広げるんですけど、どういう事例があったのか説明をお願いします。これは囲まれた海岸線に関しては、どのようになっているのかちょっと、海岸線で仕切っているのか。それと、この条例は6年4月1日から施行するということになってますけども、早急にしたらいいんじゃないですか。4月1日からじゃないとできないんですか。3点お願いします。

○議長（福田忠由君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

この条例を制定後もドローンの飛行というのは確認されておまして、実際、飛行が確認されましたら職員が対応して出ていくわけなんですけども、例えば令和3年度におきましては4回職員が出動して注意を行った。さらに4年度では5回と、現場である程度のやり取りというのは行っております。その際もやはりちょっと難しいという思いもございました。また、これにつきましても、地域のお話を2番目にされていたかと思うんですけれども、これにつきましては、A3のこの表をご覧くださいよろしいですか。この中で対象地域というのを三つ分けさせていただいております、まず別表でいう場合であれば畠尻湾、これ真ん中にございます。畠尻湾はこの真ん中にあるんですけども、実際ここは陸地を結ばせていただいて、ここの別表には、これを海岸線で囲まれた地域とさせていただきますので、畠尻湾地域においては陸地の部分になります。海岸線を結んだ部分と、この囲った部分なので陸地、あとの二つについては、海があります。海を点に置いて囲っております、ここを海岸線で結びますので海ということになります。ですので、この両サイドの二つについては、海が対象、真ん中の畠尻湾については陸が対象というような読み方をします。三つ目が、まず6年4月1日の施行では遅いんじゃないかという話だと思うんですけども、これ実際、こんだけ範囲を広げるとなるとある程度の周知期間がいるということになってます。もし仮に急にこ

れを施行してしまうと、例えば訴えられた場合、ちょっと難しい状況に陥るとというのが予想されます。ですのである程度の周知期間を設けて、範囲こう教えるというような格好にとつてございます。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

一応確認だけしておきたいんですけど、今、水産庁のほうで漁業のICT活用ということです。いぶん積極的に広報してますね。その中で、定置網漁に関してはドローンを使って海水温度だとか海流の流れをいぶん活用している自治体が増えておりますけど、もちろんそれは許可になるわけですね。

○議長（福田忠由君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

公共団体、自治体が行うものについてはの範囲外になりますので問題ございません。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

研究機関が申出があったときはどうするのでしょうか。

○議長（福田忠由君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

公共機関として受ける場合は、一応自治体で判断ということになるんですが、ただ今のままでいきましたら、民間の方飛ばせない状況なので、ただ、これが自治体が行う業務と捉えた場合は可能というふうになりますので、その辺を判断させてください。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。5番、久原君。

○5番（久原拓美君）

この条例があるおかげで、いろんな警察機関、もうこの町の条例で違反してるんじゃないかという事例があった場合ですね。根拠にして、出動できるん違うかなと思うんです。もう一つ、罰則規定がない。それが効果的に動くのかどうか、罰則規定がないために、野放図にただ規則だけ並べてるだけじゃないかというふうな格好でも受け取られかねないと思うんですけれども、罰則規定は設けられないのでしょうか。

○議長（福田忠由君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

私もそちらのほうを調べてみました。例えば自治体がこの小型無人機を規制した場合、例えばそのG7広島サミットと、後はローマ法王の来日と、G20の大阪サミットなどでは罰則を設けた事例はあるんですが、ただこの1自治体で設けるとなると、やっぱりちょっとハードルが上がるんです。ですので、ある程度の事象を見ながら、重ねながら、今後どういうふうにやっていくべきなのかっていうのを積み重ねた上で検討させてください。以上です。

○議長（福田忠由君）

5番、久原君。

○5番（久原拓美君）

難しいのは分かっています。例えば、これ町条例を県でつくってもらおうとか、もしくはそういう停滞、鯨の地元の貴重な産業である捕鯨を守るためということで、ここに国際鯨類施設もできるわけですから、そういうのを踏まえて、国の重要な産業でもあるんで、そういうのを踏まえて国からつくってもらおうとか、国に上げてもらうとか、そういう働きかけはどうしますか、今後。

○議長（福田忠由君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

これをつくる際に国土交通省の航空局と、あと水産庁とか、かなりやり取りさせていただきました。ですので、今後、その事例にあたりましたら、また発展性というか、進んでいきたいなと考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

5番、久原君。

○5番（久原拓美君）

ぜひ、その向きでお願いしたいと思います。条例つくっても罰則がないと効果が上がらないと、ですから、できるだけ上級の県、国が規制できるような働きかけを積極的にお願いたいと思います。答えは結構です。

○議長（福田忠由君）

ほかに。7番、三原君。

○7番（三原勝利君）

このまま失礼します。いろいろお話あったんですけど、現実にこの5回なり、6回なり飛ばしているのは個人がやってるのか、団体がやってるのか、それに使用する周波数はどういう周波数を使ってるのか、そういう3点ぐらいのことで把握されていることがあれば、教え

てほしいと思います。

○議長（福田忠由君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

一応、個人ではなくてその活動の団体というふうに把握してございますが、実際はいろんな方もいらっしゃると思います。また、周波数についてちょっと私、明るくないものですか
らちょっと存じ上げないですけどすいません、以上です。

○議長（福田忠由君）

7番、三原君。

○7番（三原勝利君）

この周波数についてちょっとややこしい質問だと思うんですけど、実際に使っている周波
数を把握してやるのであれば、妨害電波でそれを排除するというのも可能じゃないかと思
うんですけど、その辺りの見解というか、これからの取組を教えてくださいと思います。

○議長（福田忠由君）

山下産業建設課長。

○産業建設課長（山下真一君）

私ども妨害電波の話は聞いたことあるんですが、ただそれは次の課題というふうにして捉
えさせていただいて、また情報集めて、ちょっと検討させてください。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第47号、鯨類追込網漁業を行う地域の上空における
小型無人機の飛行の禁止に関する条例の一部改正を採決します。お諮りします。本件は、原
案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第47号、鯨類追込網漁業を行う地域の上空にお
ける小型無人機の飛行の禁止に関する条例の一部改正は、原案のとおり可決されました。

△日程第 1 4 議案第 4 8 号

○議長（福田忠由君）

日程第 1 4 議案第 4 8 号、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同約の変更を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。由谷総務課長。

○総務課長（由谷陽久君）

今回の変更につきましては、田辺市上富田町で構成される上大中清掃施設組合が、令和 6 年 3 月 3 1 日をもって解散するのに伴い、和歌山県市町村総合事務組合に脱退したい旨の申出があったため組合同約の変更をするものであります。新旧対照表をお願いします。別表第 1 並びに別表第 2、第 3 条第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる事務の項中「、上大中清掃施設組合」を削除します。附則としまして、この規約は令和の 6 年 4 月 1 日から施行します。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第 4 8 号、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同約の変更を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 4 8 号、和歌山県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び和歌山県市町村総合事務組合同約の変更は、原案のとおり可決されました。

△日程第 1 5 議案第 4 9 号

○議長（福田忠由君）

日程第 1 5 議案第 4 9 号、太地漁港向嶋船揚場改修工事請負契約の変更の件を議題とし

ます。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長（福田忠由君）

説明を願います。井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

太地漁港向嶋船揚場改修工事請負契約の変更について説明させていただきます。本件については、令和5年1月13日、第1号議案で議決をいただきました太地漁港向嶋船揚場改修工事請負金額の変更の議決を求めるものでございます。契約内容につきましては、議案書にありますように、契約の目的、太地漁港向嶋船揚場改修工事、入札の方法、指名競争入札、契約の金額、変更前の契約額、5,794万5,800円、変更後契約金額、5,569万9,600円となり、224万6,200円の減額変更となっております。契約の相手方、和歌山県東牟婁郡太地町大字森浦703の4、巴建設工業株式会社、代表取締役、岡本百合子でございます。主な変更内容につきましては、船を上架した際に留めておくアンカーブロック、そちらをウインチ整備に合わせまして設置したことによる減と、仮設道路整備の際、大型土嚢を300体設置することとしておりましたが、水中先端部に使用する捨て石を使用し、仮設道路を整備したことにより減額となったことが主の要因となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

この時期に減額というのは大変すばらしいと思います。これちょっと教えてほしいんですけど、清掃センターの向こうの河川の擁壁工事のときも相当大きな減額がありましたよね。こういうのっていうのは、今回もそうですけど、業者からこうすれば安くなりますよとってくるもんなんですか。それとも当局のほうからこういうふうにあの工事をすれば安くなるだろうというものなんですか。今回どっちだったんでしょうか。

○議長（福田忠由君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

今回、仮設道路の整備に関しまして大きな減額があったんですけども、そちら設計段階におきましては、大型土嚢300体積み上げる方法をとらせていただいていたんですけども、業者さんのほうで、やはりそちらへ大型土嚢を設置するよりも、水中部に使う捨て石を使ったほうが安定性もちょっと上がるという業者さんの提案もありまして、それじゃ協議の上、変更させていただいた次第でございます。以上です。

○議長（福田忠由君）

2番、森岡君。

○2番（森岡茂夫君）

太地の場合は、請負契約はみんな入札で出してるんですけどね。今、総合評価方式だとか、提案方式というのはありますね。それであれば、もしかしたらこういう減額案が出てきた可能性もあるんだと思うんですね。でも、これせっかく提案してくれたこの巴建設だとか、それから清掃センター、あれは相当金額が大きかったですよね。これは、やっぱり単なる入札方式では、その功績というのは評価できないので、何かやっぱり加味できる、そういう県がやってる総合評価というのはなかなか荷が重いんだと思うんですけど、でもこれだけやっぱり提案してくれたところを、やはり評価できる何か方法というのは考えられないものでしょうか。

○議長（福田忠由君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

ただいま議員さんおっしゃったように総合評価方式等の入札方法ですね、そちらのほうを用いることは、こういった提案があったときには有効だと思うんですけども、なかなかその入札方式の採用というのは難しい状態になってます。ただ、成績表とか評価、そちらのほうで加点評価させていただいて、業者さんにいい点数をつけるということで、ご理解いただきたいと思います。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第49号、太地漁港向嶋船揚場改修工事請負契約の変更の件を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第49号、太地漁港向嶋船揚場改修工事請負契約の変更の件は、原案のとおり可決されました。

○議長（福田忠由君）

暫時休憩します。午後1時より再開します。

休憩 午前11時29分

再開 午後 1時00分

○議長（福田忠由君）

再開します。先ほど審議いただきました、議案第43号、職員の給与等に関する条例及び一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正について、町長より訂正の申出があります。説明願います。森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

申し訳ございません。議案の5ページから6ページにかけての第7条第1項の表について、7号まで表記がありますけれども正しくは6号までとなりますので訂正させていただきます。よろしく願います。

○議長（福田忠由君）

お諮りします。ただいまの申し出のとおり、訂正を許可することにご異議ありませんか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、町長より申出のとおり訂正することに決定いたしました。

△日程第16 議案第50号

○議長（福田忠由君）

日程第16 議案第50号、令和5年度太地町一般会計補正予算（第7号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

太地町一般会計補正予算（第7号）についてご説明いたします。1ページをお願いします。この補正予算は、9,396万1,000円を追加し、36億9,678万8,000円とするものです。第1条にその旨規定しております。また、第2条に地方債の補正について規定しております。このたびの補正は、人事院勧告による人件費の増額、国際鯨類施設の竣工式典に係る費用の計上、用地買収にかかる費用の計上、住民税非課税世帯等臨時特別給付金

の計上、向嶋船揚場整備に係る費用の計上などです。主なものについてご説明いたします。8ページをお願いします。一番上の普通交付税です。国の補正予算第1号により追加交付が決まりましたので、1,980万5,000円の増額です。真ん中の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金4,400万8,000円は、非課税世帯への7万円給付事業である、住民税非課税世帯等臨時特別支援事業の財源です。この事業は全額国庫負担で行います。一番下の過疎債3,000万円は、向嶋船揚場改修工事の財源です。11ページをお願いします。中ほどの土地購入費は、平見の町民グラウンドの敷地、落合記念館付近の園地の敷地、畠尻湾に面した土地の購入費です。11ページ一番下から12ページにかけての2款1項15目の諸費は、国際鯨類施設の竣工式典に係る費用の計上です。12ページの土地購入費は、森浦集会所横の空き地の購入費です。14ページをお願いします。このページに計上しております住民税非課税世帯等臨時特別支援事業は、先ほども申しましたとおり、非課税世帯への7万円の給付事業です。全額国庫負担で行います。19ページをお願いします。向嶋船揚場改修工事に係る費用です。物価高騰などにより不足が生じ増額するものです。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

11ページの公衆無線LAN装置一式23万7,000円の説明をお願いします。その下の土地購入費については、総務厚生委員会で説明を受けてるんですけども、再度、議事録に残したいので説明をお願いします。それで、一番下の国際鯨類施設竣工式典、これいつを予定しているのか。それから12ページの下土地購入費、88万円。それと14ページの委託料の太地町多目的センター指定管理委託料、7万8,000円。それから、住民税非課税世帯臨時特別支援事業の4,200万円、これ7万円の600世帯ということですか。現時点の太地町の全世帯数をお願いします。それから、課税世帯へ4万円のお金も配るということを僕は聞いとるんですけども、それどうなったか分かりませんか。それと、15ページの一番下、地域福祉センターの施設修理費の100万円についても説明をお願いします。それから16ページの学童保育所運営費、1節、これ何名分なのか。それと、こども園の1節、これも何名分なのか。それから、17ページの一番下の帯状疱疹ワクチン助成金、これ何名分を予定しているのか。そして、18ページの一番上の塵芥処理費の1節、これも何名分なのか。19ページの工事請負費ですか、何か物価高騰で3,000万円の増額になったということで、これも説明をお願いします。それと、24ページの一番上、学校運営協議会というのは一体どういう協議会なのか。それと、26ページの需用費、校舎校具等維持修理費ですか40万円、屋根の瓦改修工事の154万円、それと、その下の扶助費の5万4,000

円の説明をお願いします。以上です。

○議長（福田忠由君）

執行会計管理者。

○会計管理者（執行貴弘君）

私のほうからは、11ページ、公衆無線LAN装置一式、23万7000円についてご説明させていただきます。こちらについては、以前にもご要望のありました議会事務局の事務室、議長室、議員控室をカバーできるように、そこをカバーするWIFIを設置する費用になります。以上です。

○議長（福田忠由君）

和田総務課主査。

○総務課主査（和田正希君）

私のほうからは、11ページの国際鯨類施設竣工式典の日程についてご回答のほういたします。現在のところ、令和6年3月23日土曜日を予定しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

久保総括課長。

○総括課長（久保亨一君）

私のほうから、11ページの公有財産購入費、場所につきましては、執行のほうからも話がありましたけども、一番上の先平見1770番9、この場所につきましては、現在、町民グラウンドになっている部分と隣の駐車場と後、法面といいますか、森林、山林になっている部分、その近鉄が所有している部分でございます。先平見1770番50というのは、ちょうど町民グラウンドの前の道路を隔てた前に、約2000平米の近鉄不動産の土地がありまして、これも購入するということでございます。それと、字神ノ浦1099の10、これにつきましては、落合記念館の先に公園、園地があるんですが、東屋の建っている土地なんですけども、駐車場と東屋、あの部分を一応購入するということです。最後の字常渡2994番の9、これにつきましては旧植物園の跡地の道路を隔てた前に一部分小山があるんですけど、そこにベンチ等を今設置して、今、無償で貸付けを受けているところでございますが、これについても、購入するということでございます。場所の説明については以上です。

○議長（福田忠由君）

森本総務課副課長。

○総務課副課長（森本直樹君）

私のほうからは、16ページをお願いします。16ページ中ほど、学童保育所の1節、報酬、何名分かということで、会計年度任用職員8名分です。その下のこども園費、こちらも8名分です。18ページをお願いします。一番上の塵芥処理費、清掃センター、こちら7名

分です。以上です。

○議長（福田忠由君）

下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

12ページお願いいたします。集会所管理費の土地購入なんですけれども、こちら森浦集会所の隣の空き地、こちらを購入する予定となっております。後、14ページをお願いいたします。こちら、多目的センターの指定管理委託料なんですけれども、こちらは10月より県内の最低賃金が増額となりましたことによる差額を支払うためのものがございます。後、その下の臨時特別給付金なんですけれども、こちら600世帯を見込んでおります。12月1日現在の世帯数が1,541となっております。15ページをお願いいたします。こちら施設修理費なんですけれども、これ当初予算で200万円計上させていただいたんですけれども、ちょっとこちらの浄化槽の修繕とか、あとボイラーの修繕とかございまして、こちらのほう全て執行してしまいました。こちら運営に、今後支障が出るような修繕が必要になったときのために補正をさせていただくものとなっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

井上産業建設課主査。

○産業建設課主査（井上正哉君）

私のほうから、19ページの向嶋船場揚場改修工事の補正について説明させていただきます。こちら、船揚場本体の工事が令和4年度で、先ほど減額の議決いただきましたけども、それ以外に今年度は隣の船揚場の改修工事を進めているところで、それに合わせて台車、ウインチ、そちらのほうを整備一緒にしてるんですけども、そちらの費用が資材高騰等によって、当初見積りよりだいぶ増えてきております。それで補正させていただくものです。以上です。

○議長（福田忠由君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

17ページをお願いします。带状疱疹ワクチン接種費用の助成ですが、これは25名分を予定してます。以上です。

○議長（福田忠由君）

和田総務課主査。

○総務課主査（和田正希君）

先ほど漁野議員からご質問ありました4万円、課税世帯への給付という件につきまして、現在のところこちらのほう情報を持っておりません。以上です。

○議長（福田忠由君）

漁野教育委員会次長。

○教育委員会次長（漁野文俊君）

26ページ、中学校の工事なんですけれども、これも今年度工事にお金がかかりまして、後残り4か月分を予備で計上、予備というかこれぐらいあったら足りるんじゃないかということで40万円計上させてもらってます。屋根の修理なんですけれども、8月の暴風雨で損傷してあって、その直後に9月、10月の台風シーズンが迎えるということで、それを過ぎてから修理したいというふうに学校長のほうから申出があったので、応急修理で雨漏り等の予防はしてあったんですけども、これから本格的な修理をしたいと思ひましてこれだけ計上させていただきます。就学援助に関しましては、当該年度中に1名該当者が増えたということで、以上です。

○議長（福田忠由君）

宇佐川教育長。

○教育長（宇佐川彰男君）

私のほうからは、24ページの学校運営協議会って何するところになっていうことでお答えをします。学校でいろんな行事をやっているんですが、その中で、地域の人がある活動に参加してくれてますので、その人たちを委員に任命して学校運営全体のことを協議する協議会です。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

17ページなんですけれども、带状疱疹ワクチン接種費用助成金ということで、私、一般質問させていただいて、早速、事業化していただきましてありがとうございます。これに関して質問させていただきたいと思うんですけれども、予防接種ワクチンは2種類あると思うんですよね。その中でどの種類のワクチンをするのか、対象年齢は何歳からか、この二つの種類、一つは、約費用が1万円程度。そして、発症予防効果が69.8%で、持続性が5年程度ということらしいです。乾燥弱毒性水痘ワクチンというんですかね。もう一つは乾燥組織带状疱疹ワクチン、これが2回、それで費用が4万円、発症予防効果が大体96.6%と、持続は9年以上となっているようですけれども、これは個々で希望者にするのか、希望というかこの種類のワクチンを打ちたいよって希望するのか、そこら辺ちょっと詳細分かれば教えていただきたいと思ひます。

○議長（福田忠由君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

このワクチンの対象者ですが、太地町の住民基本台帳に記載されている50歳以上の方を対象にしています。ワクチンの種類ですが、現在、今議員さんおっしゃってくださったみたいに生ワクチンと不活化ワクチンの2種類があります。その方の状態によって接種するワクチンが違うと思いますので、どちらのワクチンも助成対象としております。金額とかが違うんですが、補助はそれぞれのワクチンに対して、費用の2分の1を助成することとしております。上限を定めてまして生ワクチンについては上限4,000円、不活化ワクチンについては上限1万円としております。不活化ワクチンのほうは2回接種が望ましいということで、2回を限度として助成する予定にしております。以上です。

○議長（福田忠由君）

3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

そしたら、この費用に対して半分という考え方でよろしいわけですね。それで、もし人が多くなったら、また補正か、予備費からの充当ということも考えるのでしょうか。

○議長（福田忠由君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

本当にこの人数見込むのがちょっとわかりにくかったので、高齢者の肺炎球菌をもとに人数を出したんですが、もし足りないようでしたらまた補正等で対応したいと思いますのでよろしくをお願いします。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第50号、令和5年度太地町一般会計補正予算（第7号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第50号、令和5年度太地町一般会計補正予算（第7号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第 17 議案第 51 号

○議長（福田忠由君）

日程第 17 議案第 51 号、令和 5 年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第 2 号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。下津住民福祉課長。

○住民福祉課長（下津公広君）

説明をいたします。今回の補正は、出産被保険者の産前産後期間の保険料免除に係るシステム改修費の補正となります。1 ページをお願いいたします。こちら歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 1 1 万 1, 0 0 0 円を追加し、総額を 5 億 2, 6 0 7 万 8, 0 0 0 円とするものでございます。6 ページをお願いいたします。歳入予算なんですが、1 目、繰入金、一般会計繰入金、1 1 1 万 1, 0 0 0 円を計上しております。7 ページをお願いいたします。歳出予算の補正になります。1 目、一般管理費、1 1 節、役務費、コンピュータソフト変更及び修正手数料、こちら出産被保険者本人の産前産後期間の所得割、均等割に係る保険料を減額するシステム改修を行うものとなっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第 51 号、令和 5 年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第 2 号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第 51 号、令和 5 年度特別会計太地町国民健康保険事業補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第 18 議案第 52 号

○議長（福田忠由君）

日程第18 議案第52号、令和5年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第2号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

令和5年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第2号）について説明します。1ページをお願いします。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ425万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5億4,296万円と定めるものです。6ページをお願いします。歳入です。今回の補正は、介護予防サービス給付費の増額に伴う各項目ごとの費用割合に応じた補正分とシステム改修に伴う補助金を計上しております。4款、1項、1目、介護給付費負担金につきましては、54万2,000円、2項、1目、調整交付金、普通調整交付金につきましては、23万6,000円の増額、5目、事業費補助金、77万円につきましては、システム改修に係る費用の2分の1の補助となっております。5款、1項、1目、介護給付費交付金につきましては、73万円の増額計上です。7ページをお願いします。6款、1項、1目、介護給付費負担金につきましては、33万7,000円、10款、1項、1目、介護給付費繰入金は33万7,000円の増額、4目、その他一般会計繰入金、事務費等繰入金につきましては、システム改修の2分の1の額、77万円の予算計上です。10款、2項、1目、介護給付費準備基金繰入金としまして、52万8,000円の計上です。8ページをお願いします。歳出です。1款、1項、1目、一般管理費、システム改修委託料につきましては、令和6年度の介護報酬改定等に向け今年度中にシステム改修が必要となり、154万円を計上するものです。2款、2項、1目は、介護予防サービス給付費、介護予防住宅改修費、介護予防サービス計画給付費を合わせまして271万円の増額計上です。説明は以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

今の説明だとシステム改修は介護保険料の改正、また令和6年から上がるんですか。

○議長（福田忠由君）

稲藪住民福祉課企画員。

○住民福祉課企画員（稲藪江美君）

はい、改定を予定されております。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第52号、令和5年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第52号、令和5年度特別会計太地町介護保険事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第19 議案第53号

○議長（福田忠由君）

日程第19 議案第53号、令和5年度特別会計太地町都市計画公共下水道事業補正予算（第3号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明をお願いします。奥田産業建設課副主幹。

○産業建設課副主幹（奥田耕司君）

令和5年度特別会計太地町都市計画公共下水道事業補正予算（第3号）について、説明させていただきます。今回の補正につきましては、人事院勧告による差額分で、報酬、職員手当等、増額分を予備費からの費用更正でございます。4ページをお願いします。歳出でございます。1款、公共下水道事業費、1項、管理費、2目、維持管理費、補正前の額、3,643万5,000円、補正額43万2,000円、計3,686万7,000円でございます。次に、3款、予備費、1項、1目、予備費、補正前の額、209万1,000円、補正額マイナス43万2,000円、計165万9,000円で、歳出合計は6,234万4,000円でございます。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

討論を終わります。これから議案第53号、令和5年度特別会計太地町都市計画公共下水道事業補正予算(第3号)を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(福田忠由君)

異議なしと認めます。したがって、議案第53号、令和5年度特別会計太地町都市計画公共下水道事業補正予算(第3号)は、原案のとおり可決されました。

△日程第20 議案第54号

○議長(福田忠由君)

日程第20 議案第54号、令和5年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算(第2号)を議題とします。事務局長に朗読させます。

(事務局長朗読)

○議長(福田忠由君)

説明を願います。稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長(稲森大樹君)

令和5年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算(第2号)についてご説明させていただきます。1ページをお願いいたします。歳入歳出予算の補正です。第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億9万5,000円と定めております。4ページをお願いいたします。歳入についてご説明させていただきます。諸収入、売店収入につきまして、1,200万円を計上しております。9月議会で承認されました新型コロナウイルス感染症対策事業売店専用商品券の配布が11月から開始し、収入増加を見越しての計上です。5ページをお願いいたします。歳出についてご説明いたします。1項、10節、医薬材料費につきまして200万円、売店仕入費につきまして840万円を計上しております。17節、備品購入費につきましては、デジタル留守番装置1台、6万円を計上しております。現在使用しておりますNTTの固定電話が閉館中の電話の応答サービスを終了するために、その新たに機能を持った留守番装置を設置する必要があります。4項、28節、消費税につきまして300万円を計上して

おります。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

1点だけ、医療材料費の200万円の増についての説明だけお願いします。

○議長（福田忠由君）

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

飼育動物の感染症等の疾病の罹患率等が大きいかかわっていると思います。また、使用する薬剤につきまして、診療に対してどういった治療が適切かということで薬剤を検討するのですが、その薬剤についても、比較的診療に合わせて高価な薬剤を使用したというのも原因の一つとして考えられます。その他、薬剤に関しては物価高騰等いろいろありますので、そういったことが重なっての増額となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

3番、海野君。

○3番（海野好詔君）

まず、4ページの売店収入、努力によって増えてるということはありがたいと思います。また、財源的にも入館料だけではなかなか運営が難しくなってくるので、こういうことが必要じゃないかなと思います。以前にも提案しましたがけれども、そういうコロナの補助金だけじゃなくて、独自の自分とこの経営の中で運用していただきたいというように思います。もう1点、各会計では人件費が計上されてるんですけども、この博物館には職員の人件費、会計任用の人件費のこの人事院勧告の差額というんですか、それが計上されていないんですけども、博物館は、職員の給与は上がらないんですか。そこら辺を聞きたいと思います。

○議長（福田忠由君）

稲森くじらの博物館長。

○くじらの博物館長（稲森大樹君）

議員さんおっしゃるとおり、入館料だけでやりくりするというのは大変だと思いますので、それに合わせてまた附帯収益というのを上げる努力はこれからもしていきたいと思います。そういった取組の中で、売店商品券のほかにもいろんなところでお客様が附帯収益をくじらの博物館に落とすような仕組みというのをこれからつくっていききたいと思います。続きまして、人件費につきましては、職員のほうで欠員が出ている期間等もありますので、その中で予算の範囲内で今回の人事院勧告のことは受けれるというふうに考えております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから議案第54号、令和5年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第2号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第54号、令和5年度特別会計太地町くじらの博物館事業補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

△日程第21 議案第55号

○議長（福田忠由君）

日程第21 議案第55号、令和5年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。事務局長に朗読させます。

（事務局長朗読）

○議長（福田忠由君）

説明を願います。脊古産業建設課副課長。

○産業建設課副課長（脊古 景君）

令和5年度、太地町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明させていただきます。1ページをお願いします。令和5年度太地町水道事業会計予算、第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正しております。1款、水道事業費用、8,042万円に113万8,000円を増額し、8,155万8,000円としております。人事院勧告による人件費の補正や固定資産を会計上、除却するための資産減耗費を計上しております。以上です。

○議長（福田忠由君）

説明を終わります。質疑を行います。1番、漁野君。

○1番（漁野尚登君）

1点だけ、15ページの固定資産除去費、66万8,000円についての説明をお願いします。

○議長（福田忠由君）

脊古産業建設課副課長。

○産業建設課副課長（脊古 景君）

15ページをお願いします。固定資産除却費なんですけども、耐用年数というか、減価償却が全て終わる前に処分する必要がある固定資産が出てきましたので、それを、これ処分費ではなく会計上、固定資産からその価値分を減額するために計上しておりまして、現金支出のない費用となっております。以上です。

○議長（福田忠由君）

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

質疑を終わります。討論を行います。討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

討論を終わります。これから、議案第55号、令和5年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。お諮りします。本件は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（福田忠由君）

異議なしと認めます。したがって、議案第55号、令和5年度企業会計太地町水道事業会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

△散 会

○議長（福田忠由君）

本日はこれで散会いたします。明日は午前9時より再開いたします。

散会 午後1時38分

太地町議会議長 福田 忠由

太地町議会議員 三原 勝利

太地町議会議員 筋師 光博